

珪砂に発がん性！

健康被害の恐れ 周知と保護対策遅れる



No. 2725
2016年9月15日
発行責任者 大沼 元
編集責任者 武田 昌仙



車両センター等に配備されている珪砂

車両のタイヤの空転・滑走防止の砂まき装置に使用される砂（珪砂、俗称「焼砂」）が発がん性を有する有害物質であることがわかり、使用箇所である車両センター等で問題が指摘された。また支社内の車両センターや業務委託先であるテクノサービスでの対応にも温度差があり、取り扱いに対する統一した見解と整理（健康被害対策）、また対応に不備がある点についても地方本部は支社等に見解を求めた。

労安法改正により危険性が確認される

平成26年6月に改正された労働安全衛生法（以下労安法）が、平成28年6月に施行され、安全データシート（略称SDS）の交付義務対象である640物質の危険性または有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施し、その結果に基づき、労安法の措置を講じる義務があり、労働者の危険または健康被害を防止するために必要な措置を講じる

ことが事業者の努力義務になった。

したがって、会社は、リスクアセスメントを実施し、社員・協力会社問わず、関係する労働者全てに「珪砂」の危険性の周知と防塵マスク等使用の健康被害対策を講じなければならない。

時系列として、秋田支社内で珪砂が「有害物質」であることが確認され、その後、仙台支社内では山形車両センターで、8月4日の仙台支社からのメールで「秋田で判明した有害物質

- 7・23 地本運輸協議会定期委員会
- 7・28～29 第85回定期全国大会
- 7・30 原水禁大会（福島）
- 8・9 第12回地本執行委員会
- 8・17 国労フクシマ交流会事務局会議
- 8・19 東北貨物協議会幹事会

- 8・20 第54回安プロ・第45回業長会議
- 8・21～22 第30回東日本本部大会
- 8・27 第11回アスベスト問題学習会
- 8・29 第13回地本執行委員会
- 9・3 青年・女性部学習会
- 9・6 第14回地本執行委員会・闘争委員会

疲弊する駅社員

遅延・苦情・トラブル多発

運輸協議会の東北ブロック交流会が、7月28日と29日の両日、岩手の鶯宿温泉で開催された。今号では窓口閉鎖に関係した発言を中心に報告する。

【国労だんけつNo.268 8月21日（仙石線駅連合同会発行）から抜粋】

長蛇の列、旅客の苦情、フレッシィャー

○北上駅 10月に岩手国体。総合開会式の会場になり多客が見込まれるのに、今年在来線の窓口が2窓から1窓に。

○米沢駅 泊りと長日勤の窓口2つだが、一方が休憩になれば1つに。米沢～函館の乗車券は4つの指定席、割引が入ると更に複雑。待たされて不満顔の人は沢山いる。

○八戸駅 出札窓口は3つ。三沢駅、野辺地駅では切符の発売がなく、大変忙しい。陸海空自衛隊の後払いや米軍の後払いがあり混雑し大変。

○盛岡駅 企画乗車券は、お客様ルールでやられトラブルが絶えない。定年前に辞めたいという人、若手でも。要員不足で中間駅への券売機締切の交番に欠が。2月4回、3月3回、申入れで5月6月は入ったが、7月に3回発生。8月のさんさ祭りには4人出したため本務に穴があいた。

○秋田駅 3窓口あるが、MVの稼働率アップのため大きなコンプライアンス違反である。

さらにSDSには、粉塵の拡散を避け、廃棄上の注意として河川・海洋・下水・排水管等に投棄せず産廃処理指定業者に委託処理することと記載がある。つまり環境に配慮し拡散・投棄してはならないのだが、タイヤに砂を噴射し潰して巻き上げる行為は拡散と投棄ではないか。

また労働者への通知と防護により労安法はクリアしても沿線住民への配慮・対策がなされていないと指摘されている。

この現場の動きを受けて、国労東日本本部は9月2日、国労東日本第2号「有害な化学物質等に関する申し入れ」をJR東日本に提出した。

（記事は国労みやぎ455号の記載内容を一部使用、加筆等して作成。【昌】）

青年・女性部学習会

平成国労加入者対象に

平易に説明

返答に窮するような質問にも丁寧に答えていた。

活発な質疑

【以下、質疑内容】

●知っていた方が良いという実例があれば。

○村上弁護士

ある組合の組合員が業務とは違うところでやってはいけないことをして懲戒解雇に至る。弁護士に相談し、本人に伝えた。本人は、話し合いの場でそうした内容を会社に話し、自主退職に決めつけず相談することが重要。「これを弁護士に相談しても…」ではなく、相談してみる。未然にトラブルを防ぐことにもなる。

●組合のことでよく相談されることは。

○村上弁護士

基本的には自分の取りたいときに取れるもの。例外的に時期をずらす権利は会社にあるが、あくまで例外。しかし実態として各職場でそこまで要員に余裕のある企業は少ない。有効な手段があるわけではなく、粘り強く継続して交渉すること。

●労働組合に勧誘するにあたり人の心をつかむ話術は。

○村上弁護士

話が上手い人はみな経験を積んでいる。話の上手い人をまねれば上手くいくかといえそうでもない。経験を積み身に付けるしかないのでは。

●労働組合に勧誘するにあたり人の心をつかむ話術は。

○村上弁護士

●出向社員とバス会社社員の労働条件の違い。どう改善すればよいか。

○村上弁護士

出向の際、労働条件について、契約合意はしていると思う。その条件から悪くすることはないと、労働協約を改善していく等の取り組みが必要。

●JRバス福島支店では、社員の勤務指定を会社の都合で変更しているが。

○村上弁護士

バス勤務でのシフト変更。直前に変更はまずいが、一定の時間がある場合、直ち

●バス車内に防犯カメラと称して車載カメラを搭載しているが、それを拒否したらどうなるのか。防犯カメラ

におかしいとは言えない。ただし変更するのであれば、何日前まで変更可能というルールを会社と協議してつくることは必要。不都合な実態があればそれをもとに運動すること。シフト時間をずらすことにより待機時間が長くなるということがある。手当の補充など交渉は可能であると考える。



講演を熱心に聞き入る参加者たち

東日本本部大会で機関紙等表彰

第31回国労東日本本部大会で、優良機関紙等の表彰があり、仙台地本では以下の機関紙及び標語が選出されました。

○機関紙最優秀表彰

郡工情報

(年間50号以上及び通算500号のダブル受賞)

郡山工場支部

分会通信(年間50号以上)

郡山工場貨物分会

○機関紙優秀表彰

(年間30号以上発行)

ラと盗撮の違いは。

○村上弁護士

タクシー会社でも問題になっている。ドライブレコーダーは衝撃したときまたは常に録画。そもそも事故対応のためだが、乗務員の状況も映し続けるため、あるタクシークーリーはプライバシーの問題もあり導入に反対したが、映らなければ防犯の意味がない。既に設置済であれば外すことは難しいのではないかと。労務管理では使用しない等、目的外には使用しないというルールを作る協議はできると思う。

●同一労働同一賃金について。本社と現場、また社員と出向社員で労働時間や手当に差が。

○村上弁護士

●出勤16時間前の飲酒が禁じられているが、拘束時間にならないか。

団結

仙台総合車両所支部

ろばた

東北工事事務所分会

国労せんだい

仙台地本

組織拡大標語優秀作品

○最優秀

つなげよう 技術(わざ)と魂(こころ)と運動を

仙台総合車両所支部

庄司 修さん

○村上弁護士

トラック運転手の判例。地裁、高裁では勝訴。維持されるかどうか。これまでは、60歳過ぎると賃金が下がるのは当然という考えが浸透していたが、裁判所はそうは判断しなかった、画期的な判決だ。使用者側が同一労働と積極的に認めていた事件ではある。全く同様の労働であるかが焦点になると思う。手当についても合理的な差があれば認められるが区別の必要はないと思う。

●出勤16時間前の飲酒が禁じられているが、拘束時間にならないか。

○村上弁護士

飲酒の場合は、飲酒だけができないのでこれをもって拘束時間とは言いがたいが保証の要求は出来るのではないかと。日本の法律的には難しいようだ。

退職のお知らせ

7月31日付

熊田 幸雄さん

貨物福島(嘱託)

猪俣 邦彦さん

会津若松地区

(TSSビジエき)

○エルダー・嘱託退職

坂本 晴夫さん

小牛田駅連合

(TSS小牛田)

8月31日付

鈴木 芳紀さん

貨物宮城(嘱託)

柿木 芳宏さん

仙総台車

酒井 利之さん

会津若松地区

(TSS郡山)

須藤 昌志さん

仙台保線区

(仙建工業)

佐藤 忍さん

小牛田運輸区

長い間お疲れ様でした

上必要と思う。賃金が発生する拘束時間は、指示を受けて直ぐに対応しなくてはならない場合は該当する。飲酒の場合は、飲酒だけができないのでこれをもって拘束時間とは言いがたいが保証の要求は出来るのではないかと。日本の法律的には難しいようだ。

【昌】



講演する村上弁護士